

発議案第 4 号

上越市議会基本条例の一部改正について

上越市議会基本条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 6 月 19 日提出

提出者	上越市議会議員	内 山 米 六
賛成者	同	石 田 裕 一
同	同	中 川 幹 太
同	同	笹 川 栄 一
同	同	武 藤 正 信
同	同	柳 沢 周 治
同	同	橋 爪 法 一
同	同	杉 田 勝 典
同	同	永 島 義 雄
同	同	石 平 春 彦

上越市議会基本条例の一部を改正する条例

上越市議会基本条例（平成 22 年上越市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

目次中「政治倫理（第 26 条）」を「政治倫理並びに議員の身分及び待遇（第 26 条―第 28 条）」に、「第 27 条」を「第 29 条」に、「第 28 条」を「第 30 条」に改める。

前文中「地方分権改革」を「地方分権・地域主権改革」に改める。

第 8 条に次の 2 項を加える。

- 5 議会は、重要な条例の制定、改正若しくは廃止又は政策等を提案しようとするときは、市民の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 議会は、前項の規定により提出された市民の意見に対する議会の考え方及び結果を公表しなければならない。

第 12 条の見出し中「説明要求」の次に「等」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 2 議会は、市長が議決事件に含まれない重要な政策等を提案するときは、あらかじめ、議会の意見を聴く機会を設けるよう求めるものとする。

「第 8 章 政治倫理」を「第 8 章 政治倫理並びに議員の身分及び待遇」に改める。

第 10 章中第 28 条を第 30 条とする。

第 9 章中第 27 条を第 29 条とする。

第 8 章中第 26 条の次に次の 2 条を加える。

(議員定数)

第27条 議員の定数は、別に条例で定める。

- 2 議員の定数の改正に当たって、委員会又は議員が提案する場合は、本市の財政状況、類似都市との比較、市政の現状と課題及び将来予測などを総合的に勘案するとともに、市民の意見を十分に考慮した上で、提案しなければならない。

(議員報酬)

第28条 議員の報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員の報酬の改正に当たって、委員会又は議員が提案する場合は、社会経済情勢や本市の財政状況、類似都市との比較、市政の現状と課題及び将来予測などを総合的に勘案するとともに、公募市民を含む第三者機関による客観的な評価等を参考にし、市民の意見を十分に考慮した上で、提案しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。